

## IMO 第 7 回無線通信及び搜索救助委員会 (COMSAR7)の結果について

標記会合は、平成 15 年 1 月 13 日から 17 日までロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催された。今次会合における主な審議結果は以下のとおり。

### 1. 衛星業務(Inmarsat, COSPAS-SARSAT)(議題 5)

インマルサット A のサービスが 2007 年 12 月 31 日で終了することより、関係者に通知する回章の作成の審議がなされた。サービス停止時期については、2007 年 12 月 31 日で終了する旨の MSC 回章案で同意された。

### 2. 緊急無線通信：誤警報及び妨害(議題 6)

衛星 EPIRBs の年次試験について、EPIRBs の整備は、実際に船上で行い試験の種類が限られていることから試験内容を見直す提案があり、審議がなされた。

特に EPIRBs の試験時期について、検査と証書の調和の考え方を導入して「12 ヶ月を超えない期間で試験する。ただし、12 ヶ月の前後 3 ヶ月までの延長を認めうる」と修正することで合意された。

### 3. 海上無線通信システム及び技術の開発(議題 11)

決議 A.802(19)レーダートランスポンダー(SART)の性能基準の見直しについて、我が国から提案し、審議がなされた。性能基準の改正は新規作業項目であり MSC での承認を得ることが必要であること、ITU 規則でも水平偏波を規定しておりこれを変更する必要があること、あらゆる環境下(波浪条件等)での試験を行う必要があることの指摘がなされ、新規事項と扱われることとなった。

MSC への作業計画の提案は、MSC78(2004 年春)への提出となるが、本件提案の実現に当たっては今後継続して提案の説明を各国に対し、行っていくことが必要である。

なお、今会合において、我が国より、本提案に至るまでの実験の内容・結果のプレゼンテーションを行い、さらに実験に使用した実機及び写真パネル展示を行なったところ、会合参加者は大いに興味を示していた。

### 4. NAVTEX 設備の性能基準の改正(議題 14)

NAVTEX 設備の性能基準(A.525(13))の見直しについて前回会合に引き続き検討がなされた。見直しの主な点は電子記憶装置媒体を記録用印刷物と同等と見なす、印刷機能なしの表示装置の容認、追加の NAVTEX 周波数への対応である。

提案の ANNEX、4.1 レシーバ改定案文章中の *simultaneously* の意味については、同

時ということであり、"at the same time as"と書き直された。また、同項の、Second receiver による国際 NAVTEX 周波数以外の任意 NAVTEX 情報の受信(少なくとも2つの周波数)は、欧米諸国の混信を避け情報を得るためには、必要であるとの意見が大勢であり、修文された。さらに、NAVTEX 情報の印刷に関しては、国際 NAVTEX のみとする等の修文がなされ合意された。

#### 5. 持運び式双方向無線電話装置の性能基準 A.809(19)の改正(議題 15)

持運び式双方向無線電話装置の性能基準 A.809(19)は、持運び式双方向無線電話装置について、「使用者の衣服に取付ける手段を備えていること」と規定されている。詳細な性能基準の解説はなく、ノルウェー沿岸での事故時の退船の際に、イマーシヨンスーツに附属の無線電話装置が、取り付けのためのクリップが外れ海中に落とす事例があったことを踏まえて、同基準の改定について審議がなされ合意された。

改正点は、同決議付属書 1、パラグラフ 2.3.11 の「使用者の衣服に取り付ける手段」に具体的に「リストまたネックにストラップを設け、安全上の理由からストラップは適当なウィークリンクであること」である。

#### 6. 海事保安強化の措置(議題 16)

以下の事項について審議がなされた。

- (1) 船舶保安警報の規定の指針を MSC/Circ.として回章すべく草案を作成した。この回章案によれば、船舶保安警報は、GMDSS 機器等を使用(船舶保安警報機能のあるものの新規搭載あるいは既に搭載している機器の改造)する方法の他、通信自体は既存の GMDSS 機器等を使用する方法(ただし船舶側と会社側とで「合い言葉」を定めておきテロリストにさとられないように非常事態が発生したことを連絡する。)が認められることとなった。
- (2) ロングレンジトラッキングについて、機能要件をとりまとめ、プレナリーにて検討の上承認され、MSC に報告されることとなった。
- (3) AIS に対する補助電源の設置について検討がなされ、AIS の搭載が一部船舶に対して 2002 年 7 月 1 日以降から適用されており、既設の船舶については問題があり、AIS の新規搭載を行う場合に限るべきとされた。また、第 XI-2 章の適用船舶に限定すべきであるとされ二点を踏まえた修正案の提案がなされ、MSC における作業の承認が必要とされた。